

安全な水道に 加入しましょう!

井戸水の約**40%**が
水質基準に不適合です

県内井戸水水質検査結果(令和3年度)

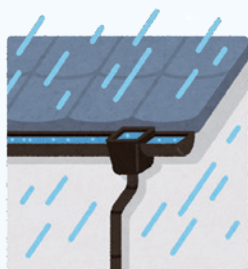


茨城県の水道普及率は令和3年度末現在95.3%となっており、今もなお約13万4千人の方が水道を利用していない現状にあります。

令和3年度の水質検査(3,457件)では、一般細菌や硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の項目など39.8%が不適合になるなど、飲用に適さないという結果が出ています。

井戸水の汚れの原因

- 事業所等からの排水
- 雨水の流入
- 家庭からの生活排水
- 農薬等の有害物質による汚染



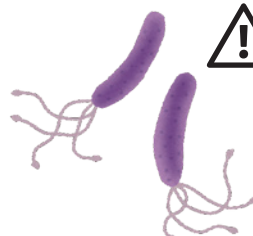
飲用に適していない主な項目

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素



窒素肥料や汚水などが原因となっており、乳児に影響があると言われています。

一般細菌・大腸菌



汚水や糞便による汚染の可能性があり、有害な病原菌が混在することもあります。

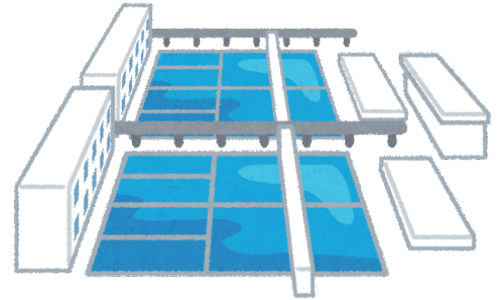


安心できる水は“水道水”で

水道は浄水場で川の水や地下水に含まれているにごりなどの不純物を取り除き、塩素によって殺菌を行い、きれいな水にして皆様のご家庭に送り届けられます。

また、水道の水は、水道法によって51項目の水質基準が定められ、安心して飲める水を供給するために厳しい検査が行われています。

- 井戸水を使用する場合は、1年に1回の水質検査を受けましょう。
- 水質検査の結果、水質基準に適合しなかったときや、飲用井戸の衛生管理等については、お住まいの地域を管轄する保健所又は市役所に相談してください。



水道普及促進支援事業

井戸水を生活用水として賄っている世帯が水道水に転換する場合の必要な経費(水道加入金)を減免する制度を実施している水道事業体に県が助成を行っています。

令和4年度 水道加入金減免制度の実施水道事業体

県北	日立市、常陸大宮市、大子町
県央	那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村 湖北水道企業団（旧石岡市、旧玉里村）
県南	土浦市、石岡市、つくば市、守谷市、稲敷市 かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町、河内町 美浦村、茨城県南水道企業団（龍ヶ崎市、牛久市 取手市、利根町）
県西	結城市、常総市、筑西市、桜川市
鹿行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

- 減免の金額等や水道加入のご相談については、各市町村等の水道担当課にお問い合わせください。

安全な水道
に加入しま
しょう！



お問
い合
わせ
先

茨城県政策企画部 水政課 水道広域化推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 TEL.029-301-3431 FAX.029-301-2629
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/suido/seiei/suido/index.html>

HPはこちら

